



公認会計士・税理士・元国税審判官

大橋 誠一

私の苦心

相続税申告で最も難しいミッション



しているかという「網羅性」の確保である。

簡単な例を挙げると、相

私は、特定任期付職員としての国税審判官の任期満了後、相続税専門の税理士法人に審査専従部長として勤務し、独立開業後の現在も外部顧問としてご縁を頂いている。

当該法人における私の主要業務は、「相続財産のラインナップと相続税評価額を取りまとめた資料（財産一覧）」の社内審査である。財産一覧が確定して初めて、相続税の総額が確定するとともに遺産分割協議の基礎資料となり得るため、相続人に対する説明に先立って、評価資料とともに社内審査に供される。

具体的には、担当者が起案された財産一覧に対して、非違事項やさらなる検討が必要な事項を「レビューメモ」として記録し、その担当者にフィードバックしている。通常、税務申告書において最も確保すべきミッションは「実在性・正確性」の確保であり、それは相続税申告においても同様である。

しかし、ことに相続税申告において留意しなければならないのは、その起案された財産一覧が、被相続人の相続財産を網羅的に計上

統開始日が4月中であり、その被相続人が多数の上場株式の銘柄を保有していた場合、通常は財産一覧に当該上場株式の銘柄・株数・所定の評価方法に依拠した評価額に関する情報が記載されているはずである。

しかし、上場企業はその大方が3月決算であるということは、保有する銘柄のいくつかについて配当期待権の発生が想定され、その計上がなければ追加検討を求められることになる。また、専業主婦で固有の財産があまりない二次相続の被相続人が、一次相続の被相続人（夫）から5億円（総財産10億円の半分程度）の財産を相続した2年後に死亡した場合の相続財産の規模が3億円であった場合、その2年間に2億円の財産が何に化体したか、誰にどの程度移転したかについて説明を求めることになる。

公認会計士による監査手続きにおいても、実在性・正確性はあらかじめ用意された資料との突き合わせで検証できる一方、網羅性についてはそれでは満足に検証できないことが

多く、「……といった事実関係があるのであれば……といった財産や債務があるのが通常ではないか」といった専門的知識や経験を基礎とした職業的な懐疑心の発揮が試される。

私が網羅性の心証を重視するのは、相続税における税務リスクの際たるものが、名義預金に代表されるような「相続財産の網羅性」にあるからである。職務上、他の税理士先生からのご相談に应诉することも多いが、その先生の起案された財産一覧を拝見して、「土地評価は詳細な手法が定められているためか、相当な労力を投下しているのに、被相続人と親族間の資金移動については深度ある検討が加えられていない」と思うことがある。

「本当は詳細に検討したいが相続人が資料開示に消極的だから」という事情もあるだろうが、調査官の立場としては、「税理士がした土地評価の誤りを指摘することしかできなかったと上司に思われたくない。当初申告書に計上のない財産を調査によってどれだけ取り込めるかが腕の見せどころだ」と思うのではないだろうか。

法人税や申告所得税は毎年の申告作業で担当者によるセルフチェックの機会がある一方、相続税は相対的に「一発勝負」の怖さがあるため、大げさに言えば「一期一会」の機会と捉えて財産一覧と日々向き合っている。